

令和4年度「食農まなび隊」事業実施要領

第1 事業の目的

都市と「農」が隣接する神戸地域の特徴を活かし、食教育と農作業体験学習を一体的に実施する「食農教育」活動に取り組む者を「食農まなび隊」として位置づけ、その活動を支援する。

第2 事業の内容

- 1 神戸市内で子ども(保育園児～中学生)等を対象に「食農教育」活動を実施する。
- 2 体験学習については、次の4項目【1 播種または定植、2 除草または中耕・管理作業、3 収穫・調整、4 加工または調理】から1項目以上を選択して実施する。
- 3 対象とする事業は、令和4年4月1日以降に開始し、令和5年3月31日までに完了するものとする。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体(以下「実施主体」という。)は、子ども等に食農教育を実施することができる神戸市内の観光農園等とする。

第4 事業の実施

- 1 実施主体は、本事業を実施する場合、事業実施計画書(別紙様式1)を神戸県民センター長(以下、「センター長」という。)へ提出し、承認を受けるものとする。
- 2 センター長は、事業実施計画書の提出があった場合は、内容を審査し、適当であると認めた場合は承認を行うものとする。
- 3 助成事務については、令和4年度神戸県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき事務処理を行うものとする。
- 4 事業の変更及び実績報告については、交付要綱第7条及び第11条に規定する手続きにより行うものとする。

第5 助成

センター長は、事業に要する経費について予算の範囲において助成する。

- 1 本事業の食育活動1箇所あたりの補助金の上限額は50,000円とする。
- 2 当該事業に要する経費のうち、「備品購入費(2万円以上のもの)」「実施主体構成員への手当」については補助対象としない。

第6 助言・指導

センター長は、本事業が円滑に推進できるよう、実施主体への助言・指導を適切に行うものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項については、センター長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

「食農まなび隊」事業実施計画書

年 月 日

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| 事業実施主体名 | |
| 代表者名 | |
| 連絡先 | 〒 — |
| (電話・FAX・ 電子メール) | 電話 () — FAX () — 電子メール |

1 事業目的及び内容

(1) 事業の目的

(2) 事業計画 (実績)

| 対象者 | 参加人数 | 場所 | 内 容 |
|-----|------|----|-----|
| | | | |

(3) 体験学習 (農作業体験及び加工・調理体験) の計画 (実績)

| 項目 | 実施時期 | 内 容 |
|---------------|------|-----|
| 播種・定植 | 月 | |
| 除草・中耕 管理作業 | 月 | |
| 収穫 | 月 | |
| 加工・調理 | 月 | |

2 事業完了 (予定) 年月日

年 月 日

3 事業効果

4 経費の配分

| 事業主体名 | 事業の内容 | 事業量 (人数、回数等) | 単価 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|-------|--------------------|-----------------|----|-----|------|-----|----|
| | | | | | 県費 | その他 | |
| | <事業区分1：農業体験> | | 円 | 円 | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| | <事業区分2：農産物加工・調理体験> | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

5 添付書類

(事業実施主体が団体の場合)

団体の規約、構成員名簿

(実績書提出時)

支払状況が確認できる書類、活動状況写真等